

令和3年12月15日

関係団体の長様

広島県環境保全課長
広島市環境保全課長
呉市環境試験センター長
福山市環境保全課長

石綿事前調査結果報告システムのユーザーテストの実施等について（通知）

環境行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）が施行され、令和4年4月1日以降に着工する一定の規模以上の建築物等に係る解体・改修工事については、石綿含有建材の有無にかかわらず、知事等への事前調査結果報告（以下「報告」という。）が義務化されます。

つきましては、報告に使用する石綿事前調査結果報告システム（以下「システム」という。）のユーザーテストが実施されますので、貴団体会員への周知をお願いします。

また、県内で「一般建築物石綿含有建材調査者講習」が実施されますので、あわせて周知をお願いします。

1 システムのユーザーテストについて

(1) 実施期間（予定）

令和4年1月18日（火）～2月18日（金）

(2) 実施方法等

添付のチラシ及び環境省ホームページに掲載されているマニュアル等を御確認ください。

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

(3) 操作方法に関する問い合わせ先

システムの問い合わせフォームから問い合わせしてください。

(4) 留意事項

ユーザーテストにおいて入力、申請されたデータをもとにして、事業者への連絡、立入検査等を行うことはありません。



2 一般建築物石綿含有建材調査者講習について

(1) 開催日程、場所、申込方法等

添付の「一般建築物石綿含有建材調査者講習について」を御確認ください。

(2) 留意事項

学歴や実務経験等の受講資格が設けられています。

申込みが定員に達した場合は、予定よりも前に受付を締め切りますので御承知ください。

～事前調査の資格者等による実施の義務付けについて～

- 令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事に係る事前調査は、資格者等による実施が義務付けられます。（資格者等に該当しない者は、事前調査を実施できません。）
- 資格取得には、登録講習機関が実施する一般建築物石綿含有建材調査者講習等を受講し、修了する必要があります。
- 建築物（建築設備を含む。）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請け負う事業者の方は、計画的に資格者等の育成を行ってください。

※ 事前調査は、現時点においても実施する必要があります。


※ 令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事に係る事前調査を実施できる資格者等は次のとおりです。

特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）、一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）、一戸建て等建築物石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）、令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

Point 1 2022年春から制度が変わります 〉 2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

Point 2 報告はパソコン・スマートフォンで 〉 報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただけます。
【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/> 


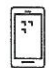
Point 3 事前の準備が必要です 〉 石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」を取得していただく必要があります。

システムでできること(一例)

新規申請	電子申請をおこなう	パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。
下書き保存	テンプレートをつくる	申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目（元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。
一括申請	まとめて申請する	「プライムアカウント (GビズID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。
資料作成	申請情報の活用	システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です	
端末	  パソコン スマートフォン (タブレット)
OS	Windows / Linux iOS (iPadOS) / Android OS
ブラウザ	Google Chrome / Safari Internet Explorer など
電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。	


GビズIDの取得

どちらかのGビズIDの取得が必要です

gBizID プライム ○新規申請・下書き保存 ○一括申請 ○支店・支社等の管理 おすすめ 支店がある大規模事業者 報告数が多い事業者	OR	gBizID エントリー ○新規申請・下書き保存 ×一括申請 ×支店・支社等の管理 おすすめ 報告数が少ない事業者 個人事業主
---	----	---

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GビズIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/> 

石綿事前調査結果報告システムの運用開始前にユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加をお願いします。

参加者	石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方
費用	無料 ※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及びG.bizIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。
テスト期間	2022年1月18日(火曜日) から 2月18日(金曜日) まで ※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。
URL	https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/
操作マニュアル	石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載



石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



環境省Webサイト

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html



ユーザーテストQ&A

Q 参加に必要なものは？

A G.bizIDを事前に取得いただく必要があります。ユーザーテストに参加するためには、本運用時と同様にG.bizIDが必要となります。今回取得したG.bizIDは、本運用時にそのまま利用することができますので、早めに取得されることをお勧めします。

Q どの機能が使えるの？

A すべての機能が使えます。ユーザーテストは、本運用時と全く同じ環境で実施しますので、申請機能以外にもすべての機能を利用いただき、操作を試していただくことが可能です。

Q 実際のデータを使うの？

A 申請データは架空のものでも構いません。実際の事前調査結果報告データを入力・申請する必要はありません。実際のデータを入力していただいても問題ありませんが、ユーザーテスト終了後にデータは消去されます。

Q データはどうなるの？

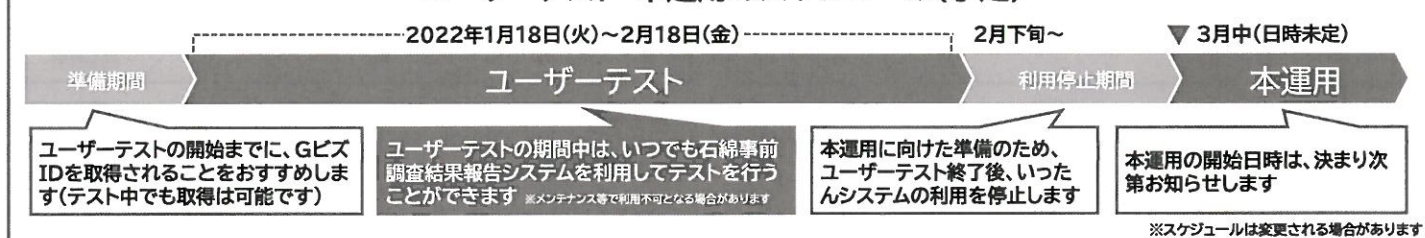
A 申請データは消去されますがアカウントの設定は残ります。ユーザーテストにおいて入力・申請された申請データは、ユーザーテスト終了後にすべて消去されます。ただし、ユーザーアカウント(ID・パスワード・グループ機能)に関する設定は、本運用にそのまま引き継がれます。

Q 動作不良がありました。どうすればよいですか？

A はじめに利用者マニュアル及びシステム上のFAQの確認を実施してください。解決しない場合、問い合わせフォームよりヘルプデスクに問い合わせをお願いします。

問い合わせ対応に関しましては、テスト期間であることから全てのお問い合わせについて回答することをお約束するものではなく、よくあるご質問については、操作マニュアル修正やFAQの掲載に代えさせていただく場合があります。ご理解をお願いします。

ユーザーテスト・本運用のスケジュール(予定)



一般建築物石綿含有建材調査者講習について

建築物等の解体・改修工事を行う場合は、事前に石綿含有建材の有無について調査（事前調査）を行うことが義務付けられています。

また、令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事は、資格者等*が事前調査を実施する必要があります。

次のとおり、広島県内で「一般建築物石綿含有建材調査者講習」が開催されますので、事前調査を実施される方で資格者等*に該当しない場合は、講習の受講を御検討ください。

対象者：広島県内の事業者等（学歴や実務経験等の受講資格があります。）

実施機関：一般財団法人日本環境衛生センター

受講料：49,500円（税込み）

	広島市	呉市
日程	R4.2.12（土）～14（月） ※試験 R4.2.14（月）	R4.3.15（火）～16（水）、25（金） ※試験 R4.3.25（金）
場所	広島市総合福祉センター5階 （広島市南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま）	呉阪急ホテル（講義） （呉市中央一丁目1-1） すこやかセンター呉（試験） （呉市和庄一丁目2-13）
定員	100人程度 （原則先着順）	50人程度 （原則先着順）
申込方法	広島市HP（環境保全課） URL： https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/89/248697.html QRコード： 	呉市HP（環境試験センター） URL： https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/21/kougai2-taiki.html QRコード 
	受付締切 R4.1.12（水） 17時00分	受付締切 R4.2.15（火） 17時00分
問合せ先	広島市環境保全課 電話番号：082-504-2187	呉市環境試験センター 電話番号：0823-25-3551
	一般財団法人日本環境衛生センター 担当：清水、廣川 電話番号：044-228-4919 （問い合わせの際は、開催日をお伝えください。）	

※ 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）、一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）、一戸建て等建築物石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）、令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

一般建築物石綿含有建材調査者講習

令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事を行う前には、**資格者等による事前調査の実施**が義務付けられます。

本講習では、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有するものとして環境大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣が定める者を養成します。

対象

広島県内の事業者等

定員

100名程度（原則先着順）

受講資格

裏面をご確認ください。

受講料

49,500円（消費税込・テキスト代込）

実施機関

一般財団法人 日本環境衛生センター

受講日程

令和4年2月12日（土）～14日（月）

1日目 9時15分～17時50分	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 石綿含有建材の建設図面調査
2日目 9時15分～16時30分	現場調査の実際と留意点 建築物石綿含有建材調査報告書作成
3日目 9時15分～11時20分	筆記試験 (合格者には修了証明書が付与されます。)

会場

広島市総合福祉センター 5階

(広島市南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま)



※ 駐車場は確保しておりませんので、公共交通機関でお越しください。

申込方法

広島市ホームページよりお申し込みください。

< URL >

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/89/248697.html>

< 受付期間 >

令和3年12月1日（水）8時30分から

令和4年1月12日（水）17時00分まで

< QRコード >



主催：広島市、一般財団法人 日本環境衛生センター

受講資格

本講習を受講するためには、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験が必要です。下表のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

受講資格 区分番号	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるもの限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）	卒業後の建築に関する 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する 実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上

1～10に該当しない方は、
（一財）日本環境衛生センター（TEL：044-288-4919）にお問い合わせください。

広島市は、世界共通目標のSDGsと同じ社会を目指しています！



広島市が従来から目指す「平和」（戦争がないだけでなく、良好な環境の下に人類が共存し、一人一人の尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態）の実現とSDGs（持続可能な開発目標）が目指す「誰一人取り残さない」社会の実現は方向性が一致しています。

この取組は、主にSDGsのゴール3「すべての人に健康と福祉を」の達成に資するものです。



【問合せ】 広島市環境保全課 大気騒音係

TEL 082-504-2187 / FAX 082-504-2229

建築物石綿含有建材調査者講習 (呉市会場)

建築物の解体・改修等工事の石綿（アスベスト）調査について、令和5年10月より、有資格者による事前調査が法律で義務化されます。広島県内で工事をする方を対象に、資格取得のための講習会を次のとおり開催します。

- 主催 一般財団法人 日本環境衛生センター
(共催：呉市環境試験センター)
- 日時・会場 (講習) 令和4年3月15日(火)・16日(水)
呉阪急ホテル(呉市中央1丁目1-1)
- (試験) 令和4年3月25日(金)
すこやかセンターくれ(呉市和庄1丁目2-13)
- 定員 50名(注意1) ※定員に達し次第締め切ります
- 受講料 49,500円(税込み)
- 内容 動画視聴及び講義(座学), 修了考査
- 取得資格 一般建築物石綿含有建材調査者(注意2)

(注意1) 裏面の受講資格を満たす必要があります。

(注意2) 修了考査(マークシート方式)に合格する必要があります。

【申込み】

令和4年2月15日(火)17時までに、下記のURLまたは2次元コードから申込専用サイトにてお申し込みください。

URL : <https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/21/kougai2-taiki.html>

申し込みに関する問い合わせは、裏面の石綿調査講習事務局までお願いします。



【受講資格】 下表のいずれかの条件を満たす必要があります。

	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者	石綿含有建材の調査に関する実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習（※2）を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上

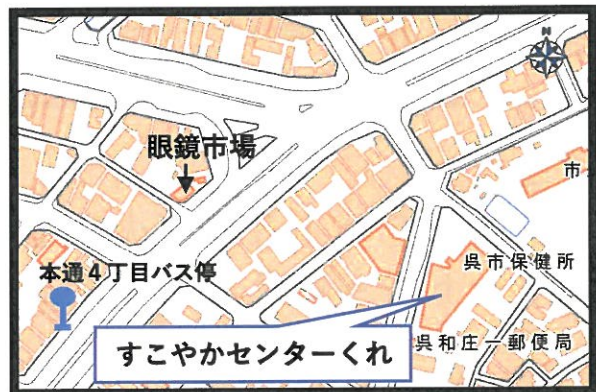
【講習会場】

呉阪急ホテル 4階 皇城の間
呉駅より徒歩1分



【試験会場】

すこやかセンターくれ 1階 多目的ホール
呉駅より徒歩20分
「本通4丁目」バス停より徒歩5分



地図出典：国土地理院

※講習会受講のための駐車場はございません。周辺の有料駐車場をご利用ください。

【問い合わせ先】

(大気汚染防止法・会場について)
呉市環境試験センター
電話：0823-25-3551

(申込・受講資格・講習内容について)

(一財)日本環境衛生センター石綿調査講習事務局
呉市講習会担当：清水・廣川
電話：044-288-4919